

「電子母子手帳の共同化」について

令和8年5月22日
奈良県こども・女性課

母子健康手帳は、妊娠期から出産・子育て期までの母子の健康状態や健診・予防接種の記録を一体的に管理するための手帳で、母子保健法に基づき市町村が交付しています。(母子保健法第16条)

妊婦の健康状態等の記録



体重
尿検査



血圧
子宮底長

乳幼児の記録

健診記録

1ヶ月

1歳半

3ヶ月

3歳

歯科検診

予防接種履歴

	年月日	実施機関
BCG	☐ / ☐ / ☐	
五種混合	☐ / ☐ / ☐	
...	☐ / ☐ / ☐	
...	☐ / ☐ / ☐	



妊娠・出産

乳幼児期
(概ね就学頃まで)

学校保健へ

出産の記録



出生日時



体重・身長



分娩の経過

保護者の記録・子育て情報

成長の記録

初めて歩いた日:

日々の成長
記録



健康相談・
災害の備え



胆道閉鎖症
便色カード

電子母子手帳は、紙の母子健康手帳の記録をデジタル化し、スマートフォン等で健診結果や予防接種履歴を確認・管理できるほか、行政からのプッシュ型通知や申請手続のオンライン化により、妊娠期から子育て期までを切れ目なく支援する仕組みです。



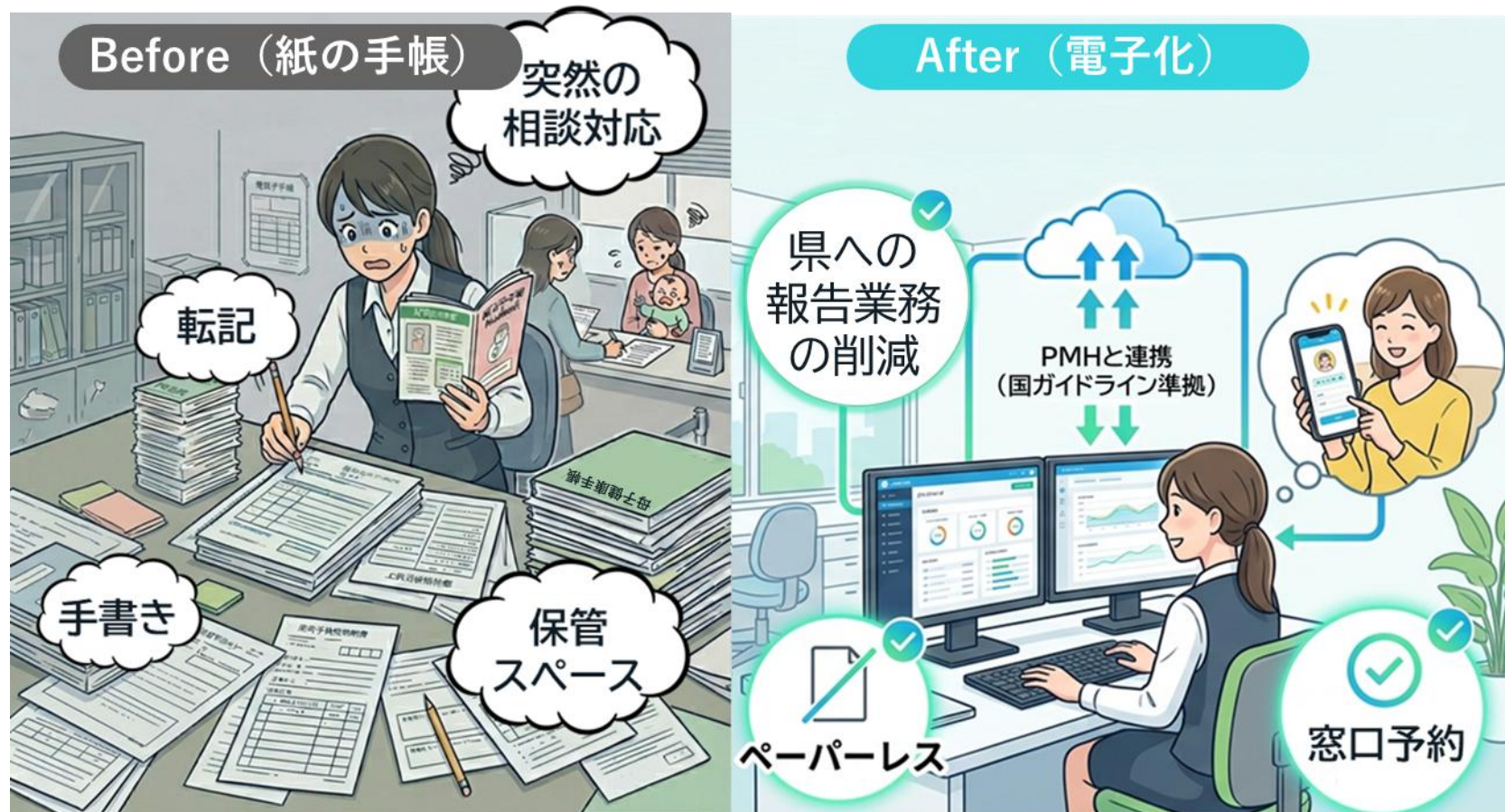
※完全に電子化に移行するためには、医療DXの進捗が必要。
※画像の作成に、生成AIを活用しています。

紙では「書く・探す・持ち歩く」という負担がありましたが、電子化により、これらを解消します。

共同化による市町村職員のメリットについて

電子母子手帳を導入することで、窓口予約により、計画的な相談対応が実現する他、窓口での書類授受を減らす等の事務の効率化を目指しています。

さらに共同化により、市町村のシステム維持管理業務や統計処理業務の軽減が図られます。



※画像の作成に、生成AIを活用しています。

窓口の書類授受や統計処理業務に手間がかかっていましたが、これらを解消します。

電子化により、利便性向上が見込めますが、共同化することによって、妊婦・子育て世帯の更なる利便性の向上を見込みます。

電子化のメリット

- ✓ こどもの成長記録をスマホで確認可能
- ✓ 健診のタイミングや支援制度の対象時期になるとお知らせ(プッシュ通知)が届く。
- ✓ 電子母子手帳にある情報を活用し、申請手続等でも手書きが不要。
- ✓ スマートフォンから窓口予約やオンライン手続が完了。



共同化でメリットが**増大**

共同化のメリット

- ✓ 県内どこに住んでも必要な支援情報が届く
- ✓ 県からの給付事業も迅速に受けとることができる
- ✓ 転居時に、情報が引き継がれる
- ✓ 県内での転居時にアプリを再インストールしたり、新しい操作方法を覚え直したりする必要がない

住民の利便性向上のみならず、市町村職員の業務効率化が図られるメリットがあります。

電子化のメリット

- ✓ データ入力の手間・ミスの削減
- ✓ データ活用による業務高度化
- ✓ 窓口予約で事前に問診の確認が可能
- ✓ 紙カルテの保管スペースの削減



共同化でメリットが**増大**

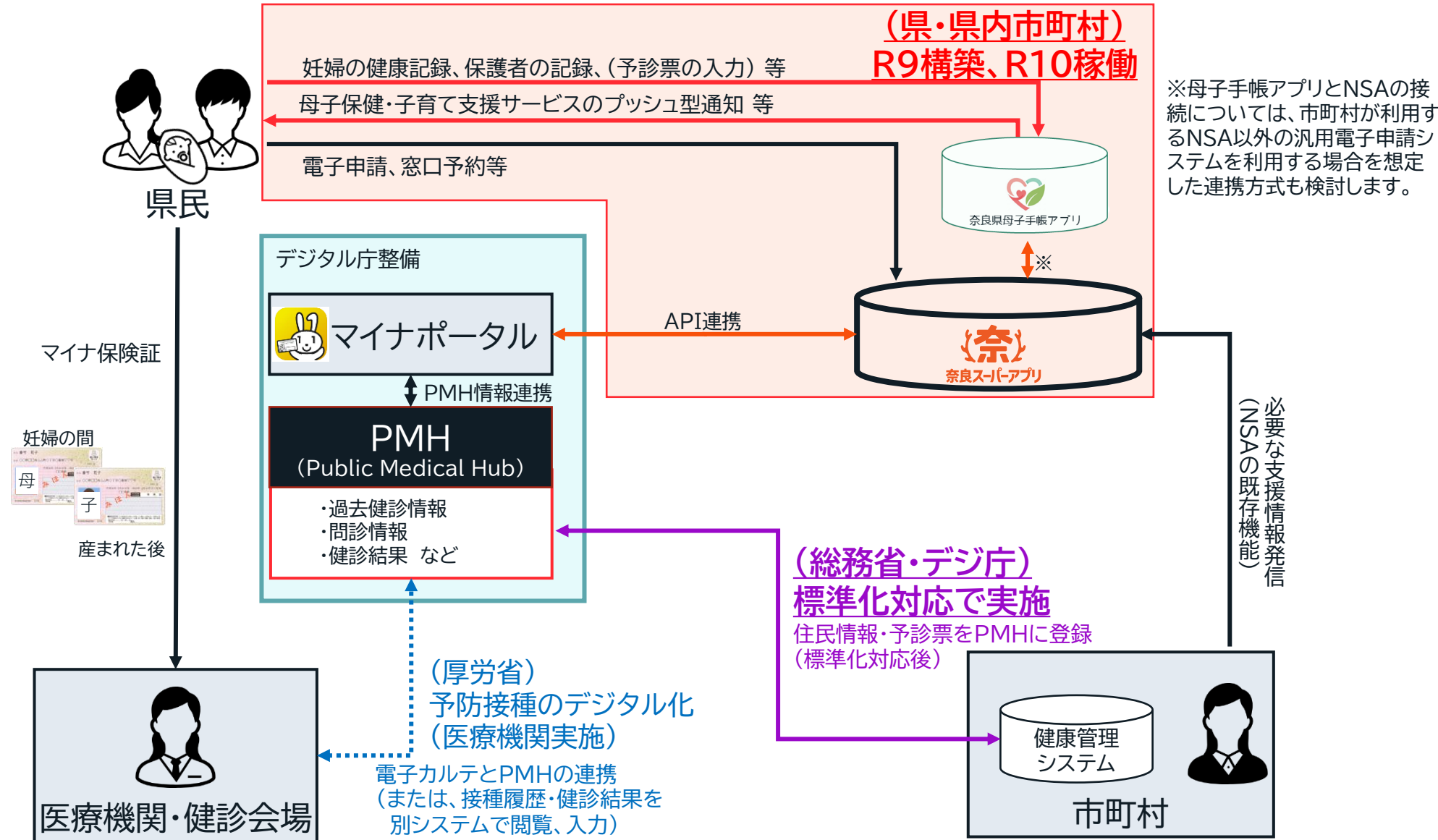
共同化のメリット

- ✓ 市町村のシステム維持管理業務の軽減
- ✓ 統計処理業務の軽減
- ✓ 県が実施する臨時給付事務について県が共同運営システムで直接給付事務を執行でき、市町村負担が軽減
- ✓ 県域で共通のシステムを利用するため、担当者間で使い方やノウハウを共有できる

(例:物価高騰対応ひとり親家庭応援手当給付事業)

電子母子手帳の共同化における構成案

システム全体像は、以下のとおり。



電子母子手帳の共同化に係る概算費用について

本事業に関する概算費用については、下記のとおりです。
令和8年度は、システム設計(要件定義など)を県で行います。

	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)以降
システム設計費	1,000万円	—	—
システム構築費	—	9,000万円	—
システム運用費	—	—	2,000万円

※設計費と構築費は、国費を2/3充当。

※金額は、県全体での費用。R7年2月に概算見積を取得した額で試算。

令和8年3月31日付「電子版母子健康手帳ガイドラインの発出について(こども家庭庁)」において、電子版母子健康手帳を原則とすることを目指し、令和9年度以降の各自治体での整備状況を踏まえて、予算措置をお願いする旨の記載あり。

県の関与・支援内容について

早期の電子化の実現を図るため、県の関与・支援内容を以下のとおり実施します。

構築経費

県全体で
9,000万円程

県が全額負担。



運用経費

県全体で
年間2,000万円程

①令和10年度から参画する市町村は・・・

最初の2年間
県が全額負担。



②令和11年度から参画する市町村は・・・

最初の1年間
県が半額負担。

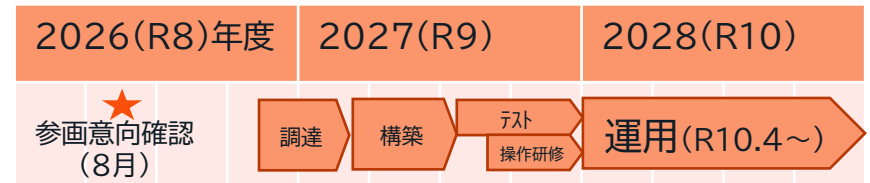


3か年目以降の負担額(概算)については、2026年7月頃までに担当向け説明会を実施します。

共同化で

- 1 統計処理業務が軽減できる
データベースが共有でき、必要な統計を必要な時に取得可能のため、県への報告事務の削減が期待できる
- 2 システム維持管理業務を軽減できる
県が共同運営を行うため、市町村のシステム維持管理業務が軽減。
- 3 県が実施する子育て世帯向け臨時給付事務に係る業務が軽減できる
県が共同運営システムで直接給付事務を執行。

スケジュール



➡ 子育て支援の充実が図れる取組です。職員の負担の軽減を図ることもできます。ぜひ庁内での検討の俎上にのせていただき、前向きにご検討ください。

